

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成23年11月4日(2011.11.4)

【公開番号】特開2010-14209(P2010-14209A)

【公開日】平成22年1月21日(2010.1.21)

【年通号数】公開・登録公報2010-003

【出願番号】特願2008-175132(P2008-175132)

【国際特許分類】

F 16 B 7/18 (2006.01)

F 16 B 7/04 (2006.01)

F 16 B 2/04 (2006.01)

E 04 B 1/58 (2006.01)

【F I】

F 16 B 7/18 D

F 16 B 7/04 3 0 1 V

F 16 B 2/04 A

E 04 B 1/58 5 0 4 F

【手続補正書】

【提出日】平成23年9月14日(2011.9.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

外側面に長手方向に延びる係合溝部が形成された構造用枠材の上記係合溝部内に挿入され
該係合溝部の内側に張り出した係合突部に係止される係止爪を備えた左右一対のサイドハウジングと、

上記左右一対のサイドハウジングの内部に形成された可動空間内に収容され、上記左右一対のサイドハウジングにおける対向する係止爪間に進退する押圧片を備えた可動体と、

上記左右一対のサイドハウジングにおける係止爪が設けられていない基端部に取り付けられるエッジカバーと、

上記エッジカバーに設けられるナット部に螺合されることによって上記可動体を押圧してその押圧片を上記一対のサイドハウジングにおける対向する係止爪間に進入させる押しボルトと、

を具備し、

上記押しボルトを上記ナットに螺合させていくことにより上記可動体を押圧してその押圧片を上記左右一対のサイドハウジングにおける対向する係止爪間に進入させそれによって上記左右一対のサイドハウジングを拡開させてそれぞれの係止爪を上記係合突部に係合させ、

上記押しボルトを上記ナットにさらに螺合させていくことにより上記可動体の先端を上記構造用枠材の係合溝部の底面に当接させ、

上記押しボルトを上記ナットにさらに螺合させていくことにより上記一対のサイドハウジングを引き上げそれによって上記係止爪の上記係合突部への係合をより強固なものとするようにしたことを特徴とする構造用枠材の連結具。

【請求項2】

請求項1記載の構造用枠材の連結具において、

上記構造用枠材を2本使用し、上記2本の構造用枠材の何れか一方の構造用枠材の一端面を何れか他方の構造用枠材の外側面に直交する方向から当接させ、その際上記何れか一方の構造用枠材の係合溝部と何れか他方の構造用枠材の係合溝部が連通するような位置関係となり、その状態で上記2本の構造用枠材を連結固定する構造用枠材の連結具であり、

上記左右一対のサイドハウジングは上記直交配置された2本の構造用枠材における夫々の係合溝部内に同時に挿入され、該係合溝部の内側に張り出した係合突部に係止される2つの係止爪を直交する2辺に備えたものであり、

上記可動体は上記左右一対のサイドハウジングの間に形成された可動空間内に収容され、上記左右一対のサイドハウジングにおける対向する2組の係止爪間に進退する押圧片を直交する2辺に備えたものであることを特徴とする構造用枠材の連結具。

【請求項3】

請求項2に記載の構造用枠材の連結具において、

上記可動体の上記押圧片が設けられていない他の一辺には上記押しボルトの下面に当接する傾斜した押圧面が設けられており、該押圧面にはガイドロッドが立ち上げられていて、上記エッジカバーに設けられているガイド穴と摺動自在に嵌合するように構成されていることを特徴とする構造用枠材の連結具。

【請求項4】

請求項3に記載の構造用枠材の連結具において、

上記ガイドロッドの先端面には連結プラケットが取り付けられており、上記押しボルトの上記ナットへの螺合を緩めて行くと上記押しボルトの上端面が上記連結プラケットの下面に当接しそれによって上記可動体を上方に引き上げていくことを特徴とする構造用枠材の連結具。

【請求項5】

請求項4記載の構造用枠材の連結具において、

上記エッジカバーには左右側面外方に突出する引上げ凸部が形成されており、上記左右一体のサイドハウジングには上記引上げ凸部と係合する係合穴部が形成されていることを特徴とする構造用枠材の連結具。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

上記課題を解決するべく本願発明の請求項1による構造用枠材の連結具は、外側面に長手方向に延びる係合溝部が形成された構造用枠材の上記係合溝部内に挿入され該係合溝部の内側に張り出した係合突部に係止される係止爪を備えた左右一対のサイドハウジングと、上記左右一対のサイドハウジングの内部に形成された可動空間内に収容され、上記左右一対のサイドハウジングにおける対向する係止爪間に進退する押圧片を備えた可動体と、上記左右一対のサイドハウジングにおける係止爪が設けられていない基端部に取り付けられるエッジカバーと、上記エッジカバーに設けられるナット部に螺合されることによって上記可動体を押圧してその押圧片を上記一対のサイドハウジングにおける対向する係止爪間に進入させる押しボルトと、を具備し、上記押しボルトを上記ナットに螺合させていくことにより上記可動体を押圧してその押圧片を上記左右一対のサイドハウジングにおける対向する係止爪間に進入させそれによって上記左右一対のサイドハウジングを拡開させてそれぞれの係止爪を上記係合突部に係合させ、上記押しボルトを上記ナットにさらに螺合させていくことにより上記可動体の先端を上記構造用枠材の係合溝部の底面に当接させ、上記押しボルトを上記ナットにさらに螺合させていくことにより上記一対のサイドハウジングを引き上げそれによって上記係止爪の上記係合突部への係合をより強固なものとするようにしたことを特徴とするものである。

又、請求項2による構造用枠材の連結具は、請求項1記載の構造用枠材の連結具において

、上記構造用枠材を2本使用し、上記2本の構造用枠材の何れか一方の構造用枠材の一端面を何れか他方の構造用枠材の外側面に直交する方向から当接させ、その際上記何れか一方の構造用枠材の係合溝部と何れか他方の構造用枠材の係合溝部が連通するような位置関係となり、その状態で上記2本の構造用枠材を連結固定する構造用枠材の連結具であり、上記左右一対のサイドハウジングは上記直交配置された2本の構造用枠材における夫々の係合溝部内に同時に挿入され、該係合溝部の内側に張り出した係合突部に係止される2つの係止爪を直交する2辺に備えたものであり、上記可動体は上記左右一対のサイドハウジングの間に形成された可動空間内に収容され、上記左右一対のサイドハウジングにおける対向する2組の係止爪間に進退する押圧片を直交する2辺に備えたものであることを特徴とするものである。

又、請求項3による構造用枠材の連結具は、請求項2に記載の構造用枠材の連結具において、上記可動体の上記押圧片が設けられていない他の一辺には上記押しボルトの下面に当接する傾斜した押圧面が設けられており、該押圧面にはガイドロッドが立ち上げられていて、上記エッジカバーに設けられているガイド穴と摺動自在に嵌合するように構成されていることを特徴とするものである。

又、請求項4による構造用枠材の連結具は、請求項3に記載の構造用枠材の連結具において、上記ガイドロッドの先端面には連結プラケットが取り付けられており、上記押しボルトの上記ナットへの螺合を緩めて行くと上記押しボルトの上端面が上記連結プラケットの下面に当接しそれによって上記可動体を上方に引き上げていくようにしたことを特徴とするものである。

又、請求項5による構造用枠材の連結具は、請求項4記載の構造用枠材の連結具において、上記エッジカバーには左右側面外方に突出する引上げ凸部が形成されており、上記左右一体のサイドハウジングには上記引上げ凸部と係合する係合穴部が形成されていることを特徴とするものである。